様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2024年　11月　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　3070001003513  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2022年中期経営計画｢Innovation for “Purpose”｣ | | 公表日 | 2022年　3月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | (ホームページ掲載)  2022年中期経営計画｢Innovation for “Purpose”｣【P.3,9】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/hosin/pdf/setsumeikai.pdf> | | 記載内容抜粋 | 〇群馬銀行グループパーパス「私たちは「つなぐ」力で地域の未来をつむぎます」に基づき、2022年中期経営計画「Innovation for “Purpose”」にて、群馬銀行グループが「めざす未来」を定め、2030年度を中間地点と捉えて以下を重点課題として公表している。  ＜めざす未来＞  地域社会と当行グループの持続的な発展  ＜重点課題＞  ・地域経済の持続的発展  ・地球環境の保全と創造  ・多様な人材の活躍推進  ・パートナーシップの推進  〇群馬銀行グループの「めざす未来」に向け、また「重点課題」を解決するために、2030年度を中間地点と捉え、以下を重点的に取り組んでいくことを公表している。  ＜重点的な取組み、目指していくこと＞  ・地域の課題解決に資する地域総合グループ  　非金融事業領域の探索・事業化・成長  　地域エコシステムの構築  　（金融＋非金融の複合的なプラットフォーム）  ・当行の脱炭素化（ネットゼロ）と地域の脱炭素化  ・地域産業の持続的な成長  ・個人の安定的な資産形成  ・「次世代へつなぐ」ソリューションによる地域持続性  ・デジタルチャネルでの全ての金融取引を実現  ・女性活躍や従業員のWell-beingの実現  〇デジタル分野における長期的な方向性を下記の通り示している。  【地域のデジタル化】  ・地域のデジタル化の旗振り役  ・地域デジタルエコシステムの構築（キャッシュレス、情報、非金融サービス等を通じて地域の企業や人々を「つなぐ」）  【お客さま接点のデジタル化】  ・全ての金融取引をデジタルで完結  ・生活に溶け込む金融サービス（Embeded Finance）  ・非金融サービスの提供  ・店頭業務をデジタル化し、コンサルティングの場へ  【行内業務のデジタル化】  ・時間や場所の制約を受けないワークスタイル  ・完全ペーパーレス化  ・定型業務、単純業務は完全自動化  ・営業店事務レス（セルフ化、集中化）  【データ利活用の高度化、人・組織の変革等】  ・デジタル化を担う人材育成  ・アジャイルな組織（スモールスタート、まずやってみる、失敗を恐れない）への転換  ・勘定系システムを含めたクラウドの活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議で承認を得た内容を公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 2022年中期経営計画｢Innovation for “Purpose”｣ 2. 群馬銀行レポート2021　統合報告書   ディスクロージャー誌(本編)   1. 本部組織の改定について 2. 群馬銀行レポート2024　統合報告書   ディスクロージャー誌(本編) | | 公表日 | 1. 2022年　3月　29日 2. 2021年　7月　30日 3. 2024年　3月　15日 4. 2024年　7月　31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | (ホームページ掲載)   1. 2022年中期経営計画｢Innovation for “Purpose”｣【P.2,7】   <https://www.gunmabank.co.jp/ir/hosin/pdf/setsumeikai.pdf>   1. 群馬銀行レポート2021　統合報告書   ディスクロージャー誌(本編)【P.23】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/library/pdf/2021/report-3a_all.pdf>   1. 本部組織の改定について   <https://www.gunmabank.co.jp/info/news/20240315a.html>   1. 群馬銀行レポート2024　統合報告書   ディスクロージャー誌(本編)【P.62,63】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/library/pdf/2024/report-3a_all.pdf> | | 記載内容抜粋 | 中期経営計画｢Innovation for “Purpose”｣  〇｢つなぐ・つむぐ｣の基盤となるデジタル戦略の遂行  「データ利活用の高度化」や組織の変革を進め、  次の3つの領域のデジタル化を推進する  １．地域のデジタル化  　・中小企業など地域のデジタル化支援  　・地域のデジタルエコシステム構築  　(キャッシュレス、データ流通等)  ２．お客さま接点のデジタル化  　・デジタルを活用した新たな顧客体験  　・全ての取引をデジタルで完結  　・生活に溶け込む金融サービス提供  ３．行内業務のデジタル化  　・各種情報・データを可視化し、経営や行員の判断・  行動に反映  　・ペーパーレス化、定型業務の自動化  また、１．２．３．のデジタル化のベースとなる、データ利活用の高度化、人・組織の変革等にも取り組む。  〇5つの改革による「つなぐ」力の強化  営業プロセス改革、業務プロセス改革、チャネル改革、人材改革、外部連携改革）  〇「つなぐ」力の発揮により未来を「つむぐ」  地域のサステナビリティ、企業への金融・本業承継支援、個人へのコンサルティング、グループ総合力、当行の経営体質強化）  デジタル化の推進は全ての施策を効果的に進める上で不可欠であり、デジタル戦略の遂行を「つなぐ・つむぐ」の基盤と位置付けている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議で承認を得た内容を公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 群馬銀行レポート2021　統合報告書   ディスクロージャー誌(本編)【P.23】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/library/pdf/2021/report-3a_all.pdf>   1. 本部組織の改定について   <https://www.gunmabank.co.jp/info/news/20240315a.html>   1. 群馬銀行レポート2024　統合報告書   ディスクロージャー誌(本編)【P.56】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/library/pdf/2024/report-3a_all.pdf> | | 記載内容抜粋 | 2020年6月に設置した総合企画部デジタルイノベーショングループが、当行グループのデジタル施策を牽引し、デジタル技術を活用したお客さま接点の拡充や利便性の向上、新たな金融サービスの創出に取組んでいる。中期経営計画で掲げる「地域のデジタル化」「お客さま接点のデジタル化」「行内業務のデジタル化」をさらに進めていくため、2024年4月にデジタルイノベーショングループを部として独立させ、取組みを強化している。  グループ役職員のＩＴリテラシー向上を図るため、「ＩＴパスポート」の取得を推奨している。また、デジタル関連の研修やセミナーの実施をはじめとしたサポート体制を整備。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 2022年中期経営計画｢Innovation for “Purpose”｣【P.8,11】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/hosin/pdf/setsumeikai.pdf> | | 記載内容抜粋 | 〇データ利活用の高度化  １．新たなデータ蓄積・収集基盤の構築  ・顧客データ、外部データ、行内データをクラウド上　　にまとめて収集・蓄積可能な基盤を構築  ２．デジタルマーケティング基盤の構築  ・顧客データを集約・一元管理し、顧客ごとに最適な手段、タイミングでOne to Oneマーケティングを実現  ３．データ分析基盤の構築  ・場に応じて必要な情報をいつでも抽出・可視化できる環境構築  ・事実に基づいた経営判断や各種報告業務の削減を実現  ・行員の業務状況等も可視化し、業務上の課題解決サイクルを構築  〇システムの最適化  重点分野と非差別分野に分類してメリハリをつけて取り組み、アプリや法人ポータルなどお客さまとの接点強化や、情報活用など成長分野へリソースを配分 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 2022年中期経営計画｢Innovation for ”Purpose”｣ | | 公表日 | 2022年　3月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | (ホームページ掲載)  2022年中期経営計画｢Innovation for ”Purpose”｣【P.10～13】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/hosin/pdf/setsumeikai.pdf> | | 記載内容抜粋 | 戦略の達成度を測る指標として、新中期経営計画に基づいた当行財務指標に加え、下記指標を設定。  ・「ニューノーマルを起点とした営業スタイルの確立」  融資電子契約率100％（2025年3月）  ・「システムの最適化」  既存システムコスト4割削減(今後10年累積)  ・「Digical戦略の進化」  個人向けアプリ利用者40万人（2027年3月)  ・「人材総合力の強化・専門人材の育成」  ITパスポート合格者1000人(3年目標) |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　31日 | | 発信方法 | 群馬銀行レポート2024 統合報告書　ディスクロージャー誌(本編)【P.5～9】  <https://www.gunmabank.co.jp/ir/library/pdf/2024/report-3a_all.pdf> | | 発信内容 | 下記、頭取メッセージを掲載している。  〇デジタル戦略の遂行  当行では中期経営計画の基本方針の一つとしてデジタル戦略を掲げ、地域のデジタル化、お客さま接点のデジタル化、行内業務のデジタル化の3 つの観点から様々な施策に取組んでいますが、私たちが特に力を入れているのが、個人のお客さま向けのアプリや法人・個人事業主のお客さま向けのポータルサイト、お客さま自身の操作により口座開設などのお手続きが完結する店頭タブレットなど非対面チャネルの充実です。なお、個人のお客さま向けのアプリは、TSUBASA アライアンス参加行との共同により開発したもので、継続的な機能の充実により、利用者はサービス提供開始から2年経過した時点で27 万人を超えました。こうした非対面チャネルの充実は、お客さまの利便性向上や当行の業務効率化につながるとともに、業務効率化により生まれた時間を、お客さまとの対面でのやりとりに振り向けることや、これまで事務を行っていた行員をお客さまへのコンサルティング業務にシフトすることにより、対面によるお客さまとの接点強化にもつながっています。今後も非対面と対面の効果的な活用により、お客さまの満足度向上に努めていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年　10月　～　(継続実施中) | | 実施内容 | 〇常務会（議長：頭取）にて現状のシステムの課題を把握し、外部環境を踏まえた銀行システムの将来像について共有を図っている。  〇組織横断的かつデジタルイノベーション部主管役員を委員長とする「システム検討委員会」を設置し、同委員会においてデジタル化に向けた課題の把握、施策の検討等を行うほか、デジタル関連の動向把握を実施のうえ、同委員会で共有を図っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2015年　6月～（継続実施中） | | 実施内容 | 〇日々、高度化、巧妙化するサイバー攻撃に対応するために「サイバーセキュリティ管理規定」を制定。サイバー攻撃に対応する専門チームである「ぐんぎんＣＳＩＲＴ(Computer Security Incident Response Team)」を設置し、サイバーセキュリティ管理体制を構築している。  〇「ぐんぎんＣＳＩＲＴ」が中心的な役割を担い、外部団体からの情報収集や、サイバー攻撃に係る訓練、演習等を通じて、管理態勢の継続的な強化を図っている。また、内部監査や外部監査を定期的に実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。